

経理の窓



平成19年9月1日号

夕方の涼しい風に、秋の気配を感じます。夏の疲れがでるのはこれからといいます。お体大切にお過ごしください。

今月の税務

法人税：7月決算法人の確定申告と納付

災害にあわれたときは

地震、火災、風水害などの災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で①所得税法に定める雑損控除の方法と②災害減免法に定める税金の軽減免除の方法のどちらか有利な方法で、所得税の全部または一部を軽減することができます。

①所得税法『雑損控除』について

(控除がうけられる場合)

自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族で基礎控除の額(38万円)に相当する金額以下の所得しか有しないものが**災害、盗難、横領**により、資産について損失を受けた場合、又はその災害等に関連して一定のやむを得ない支出をした場合に控除がうけられます。

対象となる資産は、生活に通常必要な資産に限られ、棚卸資産や事業用固定資産、生活に通常必要でない資産は除かれます。

(控除額) 控除額は、次の区分に応じ次により求めた額によります。

①損失額のうち災害関連支出の金額がない場合又は災害関連支出の金額が5万円以下の場合

損失額 - (合計所得金額 × 1/10) = 雑損控除額

②損失額のうち5万円を超える災害関連支出の金額がある場合

損失額 - 一次のイ又はロのいずれか少ない金額 = 雑損控除額

イ 損失額 - (災害関連支出額 - 5万円)

ロ 合計所得金額 × 1/10

③損失額のすべてが災害関連支出の金額である場合

損失額 - 一次のイ又はロのいずれか少ない金額 = 雑損控除額

イ 5万円

ロ 合計所得金額 × 1/10

(添付書類) 災害関連支出金額の領収書、盗難、横領の場合は、警察の証明書など損失額が、その年の合計所得金額から控除しきれない場合は、所定の申告書を提出することを条件に、翌年以後3年間の繰越控除ができます。

- ①損失額は損失の生じた時の直前の時価で計算します。保険金等により補てんされるときは、保険金等の額を控除します。
- ②災害関連支出の金額は、損失額のうち、災害に直接関連して支出する次の金額をいいます。
- イ 災害により資産が滅失、損壊又は価値が減少したことによって資産の取壊し、除去のための支出等の災害に付随する支出の金額
 - ロ 災害後1年以内に支出する資産の原状回復費用及び土砂等の障害物の除去のための支出の金額（資本的支出に該当するものを除きます）
 - ハ 災害による資産の損壊等を防止するために支出する金額（資本的支出に該当するものを除きます）

②災害減税法による税金の軽減免除について

災害による損失のみに限られます。対象となる資産は、住宅や家財です。

但し、損害額が住宅や家財の価額の2分の1以上であることが必要です。

所得税の軽減額は、その年の所得金額が 500万円以下……………全額免除
500万円超 750万円以下……………2分の1の軽減
750万円超1000万円以下……………4分の1の軽減

※原則として損害を受けた年分の所得金額が1000万円以下の人に限りです。

（添付書類） 損失額の明細書

予定納税の減額・源泉徴収の徴収猶予、納税の猶予、申告などの期限の延長

- 災害等が発生した後に納期限が到来する予定納税や給与所得者の源泉所得税などについて、確定申告の前にその減額または徴収の猶予を受けることができます。
- 災害などにより相当の損失を受けた場合、税務署長に申請することにより、国税について納税の猶予を受けることができます。（法人税や消費税）
- 災害などの理由により申告、納付などをその期限までに出来ないときは、その理由のやんだ日から2ヶ月以内の範囲で期限が延長されます。地域指定と個別指定があります。

個人事業者の事業用資産の被災

事業用の資産の被災による損失額や災害関連支出は、事業所得の計算上、必要経費に算入することができます。その年に控除しきれなかったものは、所定の確定申告書を提出することを条件に赤字のた年の翌年から3年間にわたって繰越控除できます。（雑損失の繰越控除）

法人の事業用資産の被災

法人の事業用資産が被災した場合の損失額や現状回復の費用は、損金に算入することができます。法人の繰越欠損金の損金算入は、青色申告事業年度は、7年間の繰越控除が認められていますが、白色事業年度であっても、災害損失の額については、所定の申告要件を満たしているときには、7年間の繰越控除が認められます。